

構成案の具体的な内容（案）

- ①子どもはかけがえのない存在である。
- ②子どもは夢や希望に向かい、自分や他者を尊重する心を育み、社会の一員として個性豊かに成長していく。
- ③いじめ、虐待、貧困など子どもを取り巻く環境は厳しい。
- ④子どもが意見を表明し、まちづくりに参加することが大切である。
- ⑤本市では、子どもが健やかに育つために、社会全体で支えていくよう取り組んでいく。
- ⑥子どもが生まれ持っている権利が最大限尊重され、将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現を目指す。

・ 大人が子どもにとって最もよいことは何かを考え、子どもが幸せな状態で生活を送ることができ、将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現を目指す。

定義①

子ども

・ 18歳未満の者、または等しく権利を認めることが適当と認められる者

保護者

・ 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に養護する者

市民

・ 市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者

育ち学ぶ施設※

・ 保育所、学校、児童養護施設その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通園し、通学し、入所し、利用する施設

※これらの施設を総称し、多くの自治体で採用されている「育ち学ぶ施設」とした。

地域

・市内において子どもが育ち、学ぶための活動を行う団体

事業者

・市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体

①子どもの最善の利益

- ・子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何であるか」を第一に考える。

②子どもの意見の尊重

- ・子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する。

③差別の禁止

- ・すべての子どもは、子ども自身や性、意見、障がい、経済状況などいかなる理由でも差別されない。

④生命・生存および発達に対する権利

- ・すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるように、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される。

⑤関係機関との連携

- ・子どもへの支援は、市、保護者、市民等が相互に連携協力して行う。

市

- ・子どもに関する施策を推進
- ・市民、育ち学ぶ施設、地域等と連携して子どもの権利を保障する。

保護者

- ・子どもの養育、発達に第一義的な責任がある。
- ・子どもが安らかに過ごし、健やかに育つ家庭環境づくり
- ・意見を尊重し、基本的な生活習慣、社会性を身に付ける

市民

- ・子どもの権利について関心、理解を深める。
- ・子ども施策への協力

育ち学ぶ施設

- ・ 子どもの主体的な学びへの支援及び子どもの意見の尊重
- ・ 他者を尊重し、社会性を身に付けることへの支援
- ・ 安心して過ごすことができる場づくり
- ・ 子どもに関する課題等への取組

地域

- ・ 安全、安心な環境づくり
- ・ 市民間の交流を通じた子どもの健やかな育ち
- ・ 様々な体験をする機会を提供し、子どもが自主的に活動できる支援

事業者

- ・ 子ども施策への協力
- ・ 仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備

意見表明

- ・ 子どもの意見の尊重
- ・ 子どもの意見を聴く機会の確保
- ・ 子どもが自主的に参加できるよう支援
- ・ 子どもの意見を聴く場合には子どもの状況に配慮（アドボカシー）
- ・ 意見を表明するための必要な情報提供を行う。

子どもの意見の反映

- ・ 子ども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、子ども等の意見を反映し、検証する。
- ・ 子どもの意見をどのように反映したのか説明を行う。

居場所づくり

- ・ 安心して過ごすことができる居場所づくり
- ・ 子どもの居場所づくりの活動への支援

子どもの育ちへの支援

- ・ 子どもの学ぶ意欲を尊重する
- ・ 子どもが多様な体験をすることができる場や機会の提供

子育て家庭への支援

- ・安心して子育てしやすい環境づくり
- ・それぞれの家庭状況（貧困、ヤングケアラー等）に応じた支援
- ・関係機関と連携して支援を行う

安心、安全な環境の整備

- ・子どもを犯罪、事故、災害等から守るための安全な環境づくり
- ・子どものプライバシーが保護される

虐待、いじめ、差別等への取組

- ・虐待、いじめ、差別等の防止及び早期発見
- ・権利侵害を受けた子どもへの必要な支援
- ・関係機関との連携

相談・救済

- ・相談機能の充実
- ・子どもが安心して相談できる場づくり
- ・関係機関と連携し、子どもの救済を図るために必要な支援を行う
- ・相談機関の周知

国、県、地域、関係 機関等との連携

- ・ 国、県、他の地方公共団体等と協力して子ども施策を実施
- ・ 地域との連携
- ・ 子どもの権利を保障するため、保護者、育ち学ぶ施設等と協力する。（ネットワークの形成など）

子どもに関する計画 の策定

- ・ 子どもに関する取組を推進するための計画を策定
- ・ 計画の策定においては、子どもや市民の意見等を反映する
- ・ 計画は公表する
- ・ 計画の実施状況について検証を行う。

広報・啓発

- ・ 子ども、市民等の理解を深めるため、広報活動、啓発活動を行う。

財政上の措置

- ・ 子ども施策の実施に必要な財政上の措置を講ずる。